

第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 7 月 18 日 (火) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明
5 前川 洋子・8 喜多 義幸・11 横山 帛生・12 浅生 哲也
13 平井 秀次・19 佐野 ずま子・21 坂野 大徹・24 川邊 千秋
以上 12 名

欠席委員 9 石井 康宏・10 川口 邦次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 12 浅生 哲也・11 横山 帛生

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 特定農地貸付承認申請について (農業委員会承認)
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 第7回第1農地部会を開会させていただきます。
本日の欠席は9番 石井康宏委員 10番 川口邦次委員の2名で、出席委員は12名です。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
12番 浅生哲也委員、11番 横山帛生委員、よろしくお願いします。
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 大変失礼ですけど、座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは、議案書1ページ、2ページになります。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
番号1から8で、2ページの下でございますが、合計件数は8件、合計面積は3万3,088㎡、このうち田が3万1,504㎡、畑が1,584㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約をしたものであります。
3ページから6ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
番号1から10で、6ページになりますが、件数は合計で10件、合計面積は4万7,362㎡で、その内訳は田が3万9,246㎡、畑が8,116㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が宅地や雑種地などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
7ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
番号1及び番号2、一般個人住宅用地
番号3、貸駐車場用地
番号4、一般個人住宅用地
番号5、駐車場用地
番号6、一般個人住宅用地
番号7、農業用倉庫用地でございます。
以上、件数は7件で、合計面積は2,069㎡、この内訳は田が670㎡、畑が1,399㎡でございます。
8ページ、9ページをお願いします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1、共同住宅用地
番号2、一般個人住宅用地
番号3、長屋住宅用地

番号4、貸駐車場用地
番号5、アパート用地
番号6、一般個人住宅用地
番号7、番号8、番号9、宅地分譲用地
番号10及び番号11、一般個人住宅用地
9ページをお願いします。
番号12、社屋及び駐車場用地
番号13、太陽光発電施設用地
でございます。

以上、件数は13件で、合計面積は1万391.13㎡、この内訳は、田が4,193㎡、畑が6,198.13㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地

番号2、月極駐車場用地

の2件で、面積は469㎡、このうち田が334㎡、畑が135㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、店舗用地

番号2、一般個人住宅用地

の2件で、面積は田で621㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地は田で912㎡、取得年月日が昭和46年10月23日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は畑で201㎡、取得年月日は昭和53年11月14日でございます。

番号3、権利者 _____、申請地は畑で628㎡、取得年月日は平成2年12月2日でございます。

番号4、権利者 _____、申請地は畑で628㎡、取得年月日は昭和53年3月7日でございます。

以上、件数は4件で、いずれの案件につきましても、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より報告があったとおりでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 楡形、受人 _____、面積5,944㎡、渡人 _____、面積429㎡、申請地 分部大谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積182㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 楡形、受人 _____、面積5,944㎡、渡人 _____、面積1,864㎡、申請地 分部大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積897㎡外1筆、合計面積1,618㎡。

これにつきましては、生前部分贈与になります。

番号3、地区 高野尾、受人 _____、面積6,932㎡、渡人 _____、面積6,932㎡、申請地 高野尾町東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積2,122㎡外4筆、合計面積6,932㎡。

これにつきましては、受人は、_____からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 黒田、受人 _____、面積4,844㎡、渡人 _____、面積2,230.32㎡、申請地 河芸町三行住持 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積779㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5及び番号6は、関連しておりますので一括して説明をさせていただきます。

地区 長野、番号5の受人が _____ で持分2分の1、面積7,570㎡、番号6の受人が _____ で持分2分の1、面積が4,764㎡、いずれの申請も渡人は _____、面積1,080㎡、申請地は美里町北長野関之内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積964㎡。

これにつきましては、それぞれの受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を持分2分の1ずつの共有名義で譲り受け、それぞれ営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は1万1,439㎡、このうち田が5,893㎡、畑が5,546㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番と2番。

前川委員

5番、前川です。7月8日の日に番号1と2を地元推進委員と現地確認しまして、別に事務局の説明どおりで問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございます。

番号3番。

坂倉委員

3番、坂倉です。7月14日に地元推進委員と一緒に現地確認いたしました。特に問題ございません。

また、7月17日に開催された農業振興協議会においても特に問題ないということでした。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

番号4番は私の担当地区になります。地元推進委員と確認したところ、何も問題はありませんでした。あとは事務局の説明どおりでよろしく願いいたします。

番号5番、6番。

横山委員

11番、横山です。事務局の説明どおり、農家から農家への譲渡で6月28日の日に地元推進委員と現地調査をし、問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書14ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 新町、申請者 _____、申請地 南河路備後_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,168㎡。

これにつきましては、申請地を農家用住宅用地とするものです。

なお、申請地の一部に平成13年に農業用倉庫が建築されており、始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町南浦_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積155㎡。

これにつきましては、申請地を自治会集会所用地とするものですが、昭和57年に既に建築されており、経過書が提出されております。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

件数はこの2件で、合計面積は1,323㎡、このうち田が1,168㎡、畑が155㎡でございます。

これら案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の説明を伺います。
番号1番。

太田委員 2番、太田です。7日の日に会長、部会長、事務局、それから、地元推進委員と現地確認をいたしました。今、事務局の説明のとおり、始末書等出ておりますが、何ら問題ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号、2番。

坂倉委員 3番、坂倉です。7月7日に現地確認いたしました。事務局の説明どおりで特に問題ございません。

議 長 地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書のほう、15ページ、16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 野田林垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積26㎡外2筆、合計面積60㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用資材置き場、駐車場及び通路用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、受人 特定医療法人 _____ 理事長 _____、渡人 _____、申請地 納所町西沢田 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積2,003㎡外8筆、合計面積1万8,805㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、議案第4号で賃貸借契約する農地と一体利用の上、申請地を病院用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 片田、受人 _____（賃借人）（株） _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 片田長谷場町西出 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積108㎡外3筆、16ページのほうに移ります

が、合計面積で509㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を営んでいる会社の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本大笹 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,943㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を8区画の建て売り分譲住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町今徳礪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積432㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町清水松本 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積284㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をサッシ運搬具の置き場とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は2万2,033㎡、このうち田が2万916㎡、畑が1,117㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

前川委員 5番、前川です。7月7日の日に地元推進委員と現地確認しまして、特に問題ないということですので、事務局の説明どおりです。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号2番。

太田委員 2番、太田です。7日の日に会長、部会長、事務局、地元推進委員3名、私と、なおかつ申請者2名が立ち会いまして、現地確認をしております。事務局の説明どおりでございますが、農地転用の許可後も、隣接する _____ の通学路、進入路、当該地から放流される排水に関してまだまだ調整する事項がありますので、地元の地区連合会、地区のまちづくり協議会とともにこれからも動向に注視していきたいと思っています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号3番。

前川委員 5番、前川です。7月7日の日に地元推進委員と現地確認しました。当案件は、駐車場用地ということでトラックの出入りがあるのですが、地元地区の皆さんに説明済みということですので、事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号4番。

事務局 芸濃の担当委員さんが本日欠席をされておりますが、事前に問題ないということで連絡を受けておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号5番。

平井委員 13番、平井です。7月7日の日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということでございますので、事務局の説明どおりよろしくお願ひいたします。

議 長 番号6番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員とともに現地確認をしました。事務局の説明どおり、問題ないのでよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 議案書17ページをお願ひいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号1、地区 安東、借人 特定医療法人 _____ 理事長 _____、貸人 _____、申請地 納所町西沢田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,808㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、議案第3号番号2にありました所有権移転する農地と一体利用の上、申請地を病院用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、借人 (株) _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町安濃西川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積904㎡外3筆で、合計面積が4,623㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の賃貸借権を設定し、申請地を砂利採取用地とするもので、一時転用です。

農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地になります。

以上、件数は2件で、合計面積は6,431㎡、このうち田が1,808㎡、畑が4,623㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

太田委員 2番、太田です。事務局の説明どおりでございますが、これは議案第3号の番号2の案件と関連があり、申請地は隣接するものでございまして、当案件に限り賃貸借の設定により転用するというところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。
番号2番。

浅生委員 12番、浅生です。会長、部会長ともども、現地確認をしました。事務局の説明どおりですが、地元での懸案事項があることから事業者に対し、調整し今後厳守するようにと伝えました。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里睦合町蟹田 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積294㎡。

これにつきましては、永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

なお、平成28年4月ごろから資材置き場として利用されており、始末書が

提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町川西岡副 _____、台帳地目 畑、現況地目 畑及び一部雑種地、面積363㎡。

これにつきましては、20年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

なお、申請地は平成26年3月に転用許可を受け、一部雑種地になっております。

農地区分は、第2種農地になります。

番号3、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町光明寺石ノ下 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積183㎡外5筆、合計面積892㎡。

これにつきましては、20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積が434.56㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安濃、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町太田水壁 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積327㎡外1筆、合計面積336.12㎡。

これにつきましては、永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地になります。

以上、件数は4件で、合計面積は1,885.12㎡、このうち田が1,186㎡、畑が699.12㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。7月7日に地元推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおり、問題はないと思います。
ただ、隣接しております土地が資材置き場に既に転用されていることから、転用指導し、早急に申請するとの承諾を得ています。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
番号2番、3番。

平井委員 13番、平井です。まず、番号2でございますが、7月7日に現地確認を行いました。事務局の説明どおりでありまして、地元推進委員も問題なしということでございますので、よろしくお願いいたします。
番号3につきましても、同じく7月7日の日に現地確認を行いました。これも事務局の説明どおりでございます。地元推進委員も問題なしということで

ございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号4番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員と現地確認をし、事務局の説明どおり、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。
次に、議案第6号 特定農地貸付承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。
議案第6号 特定農地貸付承認申請についてでございます。
いわゆる市民農園の貸付承認申請ということでございます。よろしくお願いいたします。
番号1 地区 藤水、対象農地 藤方森目_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,473㎡、開設主体 _____、貸付期間3年間、貸付区画数18区画。1区画当たりの面積48㎡、1区画当たりの貸付料 年額_____。
これにつきましては、農地の所有者が主体となって市民農園の開設で、特定農地貸付の承認申請でございます。
市民農園の適切な管理運営及び周辺農地に対する被害防除等について定めた津市長との貸付協定、利用者への貸付条件等を定めた貸付規程などが添付されており、その内容につきまして、農地の位置及び規模、利用者の募集・選考の方法、貸付条件等は適切で、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に規定される承認の要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

太田委員 1番、太田です。地元推進委員から連絡を受けまして、11日の日に現地を確認してきました。先ほど事務局の説明どおり問題はございません。
よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第6号については承認することに決定いたします。
次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書20ページをお願いいたします。
議案第7号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行小林_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積109㎡外4筆、合計面積600㎡。
これにつきましては、提出されております昭和63年5月27日、国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、この時既に山林となっていることが確認できます。
このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これは私の担当地区ですが、事務局の説明があったとおり昭和63年以前に山林化しており、地元推進委員と協議しましたが別に問題ないということでありましたのでよろしくをお願いいたします。
皆さん、何かこの件についてありますか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定いたします。
次に、別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
別冊でお配りしております資料のほうをご覧いただきたいと思います。資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表のほうをご覧いただきたいと思います。
各地区別に、下の合計欄のところで説明をさせていただきます。
まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で1万6,183㎡、契約件数は12件でございます。
河芸地区につきましては、集積はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で32万2,100.52㎡、畑の賃貸借で4,464㎡、契約件数は78件でございます。

芸濃地区につきましては、集積はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,897㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて34万8,180.52㎡、畑の集積が、賃貸借で4,464㎡、合計契約件数は95件、合計面積は35万2,644.52㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区で6件、安濃地区で77件で合計83件、合計面積は33万6,323.52㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で87%、面積では95%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号61についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
異議なしということで、入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号1、外9件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この10件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございました。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、議案第8号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上で、第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年7月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____